

奈良市監査委員告示第 22 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により公表します。

令和 4 年 12 月 28 日

奈良市監査委員	東 口 喜代一
同	中 本 勝
同	横 井 雄 一
同	藤 田 幸 代

奈 監 第 7 5 号
令和 4 年 12 月 28 日

奈 良 市 長 仲 川 元 庸 様
奈良市議会議長 北 良 晃 様

奈良市監査委員	東 口 喜代一
同	中 本 勝
同	横 井 雄 一
同	藤 田 幸 代

定期監査の結果について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定により定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により報告します。

なお、令和 4 年 4 月 1 日に組織改正が行われていますが、今回の定期監査は令和 3 年度の財務に関する事務の執行について実施したため、監査対象は旧組織名で表記しています。

1 監査対象

総合政策部	総合政策課 情報政策課（デジタル推進室を含む。）
総務部	契約課 財政課 資産管理課 納税課 滞納整理課

福祉部 福祉政策課 障がい福祉課 国保年金課 介護福祉課
子ども未来部 子ども政策課 子ども育成課 子育て相談課 児童相談所設置推進課
 こども園（都祁、月ヶ瀬、神功、若草、朱雀、辰市）
 保育園（春日）
 幼稚園（明治、富雄北、登美ヶ丘、富雄第三）
観光経済部 産業政策課 農政課

2 監査期間

令和4年10月7日から令和4年12月27日まで

3 監査方法

令和3年度の財務に関する事務の執行について、あらかじめ求めた令和4年5月末日現在（一部は3月末日現在）の資料に基づき、地方自治法第199条第2項の趣旨も踏まえ、関係職員からの事情聴取とともに、関係書類の通査、照合等を行う方法で監査を実施した。

4 監査結果

監査した財務に関する事務は、おおむね適正かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部において改善を要する事例が見受けられたので、その措置を講じられたい。

また、指摘事項について措置を講じた場合は、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を通知されたい。

なお、一部の課において監査結果を出せなかった案件があるため継続監査としている。

総務部

資産管理課

【指摘】

市庁舎レースカーテンの施設修繕料について、予定価格が40万円であったため2者からの見積り合わせを行っていたが、うち1者は内装の施工を請け負っていない、主に土木工事を請け負う業者にもかかわらず見積りを依頼し、また、当該業者は見積書を発行していた。

所管課によると、誤って依頼してしまったとのことであったが、このような行為は見積り合わせが形骸化しているようにも見受けられる。

見積り合わせは、適正な見積書に基づいて価格比較するために行うものであることから、施工内容に即した業者選定を行われたい。

福祉部

福祉政策課

【指摘】

都市計画総務費の切手類受払簿を査閲したところ、年度末に予算全額分の切手を購入していたが、使用されずに全ての切手が翌年度に繰り越されていた。また、所属長による月締め確認が行われていなかった。

切手類を年度末に購入するこのような行為は、単に予算を消化するために行っているものと見受けられるため、所管課は必要枚数を適切に把握した上で計画的に切手類を購入するとともに、使用状況、残高等について、月に一度の所属長による確認を適切に受けられたい。

また、都市計画総務費については、令和4年度に新設された交通バリアフリー推進課に移管されたが、切手の引継ぎが行われていなかったため、交通バリアフリー推進課が令和4年度予算で新たに切手を購入していた。

所管課は、不要な執行を避けるためにも、業務が移管された場合は業務に付随する切手等の財産についても漏れなく引継ぎを行われたい。

介護福祉課

【意見】

介護保険料決定通知書等の印刷業務について、業務の一部が再委託されており、再委託業者は落札業者と同様に指名競争入札の参加業者として指名されていたが、入札を辞退した上で再委託を受けていた。

同じ入札に参加した業者への再委託については、これを明確に禁止する規定はないものの、一般的に自身の入札額よりも安価な金額で再委託業務を受注することになること、また、再委託することを条件に入札を辞退させるという業者間の調整が行われたのではないかという疑念を生じさせることから望ましいことではないと考える。

このことから、受注者から再委託承認申請書が提出された際には、申請内容が

妥当であるかどうかを適正に審査した上で、承認する場合においては、その理由、必要性について十分に説明責任を果たされたい。

子ども未来部

子ども育成課

【指摘】

母子父子寡婦福祉資金貸付金において、資金の貸付けを受けた者が支払期日までに償還すべき元利金を支払わないときは違約金を徴収しているが、同一の債務者に対し元利金と違約金の両方の債権が発生している際に、所管課は債務者の返済金を元利金に優先的に充当していた。

奈良市母子福祉資金等違約金徴収要綱（平成 14 奈良市告示第 117 号）第 2 条第 1 項によると「違約金は、原則として当該元利金又は納付金に優先して徴収するものとする。」と規定されており、現状の取扱い是要綱に沿ったものとなっていないため、要綱の規定に基づき事務処理を行われたい。

こども園、保育園、幼稚園

【意見】

各こども園、保育園、幼稚園では、公用車の配置が少ないため、私有車を業務に使用しており、所管課作成の内規に基づいて、走行距離相当分の燃料費を給油伝票によって現物支給している。

しかし、旅行命令簿や給油伝票等の関係書類を査閲したところ、私有車を業務に使用したものの、燃料費の支給を受けていない事例が見受けられた。これは、給油伝票を用いての給油は、市が単価契約している特定のガソリンスタンドでしか行えないため、給油可能量が少ない場合等に、給油を行っていないことによるものであった。

私有車を業務に使用したにもかかわらず、燃料費の支給を受けない事例があることは不適切であり、また、給油伝票による燃料費の現物支給は、給油伝票の管理等、職員への事務負担が大きいことから、奈良市職員等の旅費に関する条例（昭和 27 年奈良市条例第 3 号）第 17 条の車賃の規定によって、旅費として支給するよう検討されたい。

観光経済部

産業政策課

【指摘】

なら工芸館施設使用料及び備品使用料については、収納事務を指定管理者に委託しており、収納した使用料は速やかに収納代理金融機関に入金されていたが、使用料の調定に必要な入金情報の報告は1か月分まとめて提出されるため、所管課は、収納された使用料の調定を1か月分まとめて行っていた。

所管課は、入金後速やかに指定管理者から調定に必要な入金情報の報告を受けた上で、奈良市会計規則（昭和40年奈良市規則第1号）第12条の規定に基づき、速やかに事後調定されたい。

【意見】

奈良市企業人権教育推進協議会（以下「協議会」という。）の関係書類を査閲したところ、事務局は産業政策課内に置かれ、事務を所管課職員が行い、いわゆる準公金を取り扱っていた。このことについて、協議会の規約には、事務局を奈良市内に置く旨の記載があるのみで、また、所管課の事務分掌には協議会の事務を行う旨の記載がされていなかった。

協議会の事務局を担うことの必要性や妥当性について検討を行い、事務局業務を外部に移管するよう努められたい。それでもなお、職員が行うことの必要性があると判断された場合は、所管課の事務分掌に「奈良市企業人権教育推進協議会の事務局に関すること。」を明記するとともに、準公金について内部統制上のリスクを再認識した上で、適切に事務処理を行われたい。

農政課

【指摘】

職員の旅費に関する書類を査閲したところ、職員1名の市外旅費について、支払が行われていなかった。

旅費については、定期的に財務会計システム（旅行件名選択ダイアログ）を利用して支払状況の確認を行うなど、支払漏れのないよう徹底されたい。

【指摘】

切手類受払簿を査閲したところ、使用日、摘要、使用者欄等が空欄となってい

る使用記録が複数見受けられた。

所管課においては切手を使用する際、使用者が切手の払出枚数をメモに残し、受払簿の入力担当者がまとめてエクセルで入力していたが、入力後メモは廃棄されていたため、空欄となっている使用記録の内容を確認することができなかった。

切手類は現金等価物であるため、受払簿を切手使用の都度手書きで記入することにより使用記録を確実に残し、適正に管理するよう改められたい。

【意見】

奈良市鳥獣被害防止対策協議会（以下「協議会」という。）の関係書類を査閲したところ、協議会の事務局は農政課内に置かれ、事務を所管課職員が行い、いわゆる準公金を取り扱っていた。

このことについて、協議会の規約には、事務局を農政課に置く旨の記載があるが、所管課の事務分掌には協議会の事務を行う旨の記載がされていなかった。

市は、協議会に交付金を交付していることから、協議会の事務局を担うことの必要性や妥当性について検討を行い、交付金の申請者と交付者が同一にならないように事務局業務を外部に移管するよう努められたい。それでもなお、職員が行うことの必要性があると判断された場合は、所管課の事務分掌に「奈良市鳥獣被害防止対策協議会の事務局に関すること。」を明記するとともに、準公金について内部統制上のリスクを再認識した上で、適切に事務処理を行われたい。

【複数課にわたる共通意見】

今回の定期監査で査閲した各種契約書において、履行の遅滞等に関する記載のないものが見受けられた。

あらかじめ想定することが可能な内容については契約書に記載すべきであり、奈良市契約規則（昭和 40 年奈良市規則第 43 号）第 20 条には、契約書（建設工事の請負契約に係るものを除く。）に掲げる事項について、「履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金に関する事項」と規定されている。

契約相手方が債務不履行となった場合は、この記載をもって遅延利息、違約金等を徴収することになるため、各課においては、契約書の内容を再度確認し、奈良市契約規則の規定に基づき、必要事項について契約書に記載されたい。

【複数課にわたる共通意見】

各課の現金実査において、出納員及び現金分任出納員の領収印並びに領収書の保管状況を確認したところ、領収印においては、必要以上に保有している事例、保管場所を把握しておらず管理できているとは言えない事例が見受けられた。また、領収書においては、領収書管理台帳が作成されていない事例、保管場所を把握しておらず管理できているとは言えない事例が見受けられた。

領収印や領収書は現金を収納するために用いられるものであり、これらの管理が適正に行われていないと現金が不正に収納されるリスクがある。

各課においては、領収印は必要な数だけ保有し適正に管理するとともに、領収書は領収書管理台帳により適正に管理されたい。

【複数課にわたる共通意見】

各所管課において、団体の運営等にかかる各種補助金及び精算条項付き委託料の関係書類を査閲したところ、交付先団体又は受託者側の執行状況について、決算報告は受けているものの、その妥当性を確認するための証憑書類の提出までは求めている事例が散見された。

補助金又は委託料の決算報告が適正であるかの確認を行うにあたっては、支出内容等が確認できる領収書等の証憑書類を基に、補助金又は委託料が適正に執行されているか確認する必要がある。

また、領収書等を確認する場合は、原本の提出を求めるとともに、これを返却する必要がある場合は、当該原本に補助金又は委託料の対象となった旨を記した上で返却することにより、領収書の転用防止を図られたい。また、領収書の原本ではなく写しの提出を受ける場合は、当該写しが原本と相違ないことを確認した上で受領されたい。

なお、対象費目が多岐に渡ることで全件確認することが現実的でない場合は、サンプリングによる抜き打ち検査であってもけん制が働くよう、効率的かつ効果的に確認されたい。

【複数課にわたる共通意見】

各所管課において、施設整備等に係る補助金の関係書類を査閲したところ、補助金交付要綱等において、領収書の提出についての規定がない事例や、領収書の写しの提出しか規定していない事例が見受けられ、補助対象事業の執行状況について、

領収書の原本確認を行っていない事例が散見された。

施設整備等に係る補助金については、補助対象事業が行われたことをもって交付されるものであり、使途が適正であるかの確認を行うにあたって厳密なチェックが求められ、対象費目も少ないことから、補助金交付要綱等に領収書の原本提出について規定するとともに領収書の原本を必ず徴取する必要がある。